

令和元年第6回東大和市議会建設環境委員会記録

令和元年12月12日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	床 鍋 義 博 君	副委員長	尾 崎 利 一 君
委員	二 宮 由 子 君	委員	木 下 富 雄 君
委員	関 田 正 民 君	委員	佐 竹 康 彦 君
委員	中 間 建 二 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

4 番	実 川 圭 子 君	8 番	中 村 庄 一 郎 君
17 番	木 戸 岡 秀 彦 君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴 木 尚 君	事務局次長	並 木 俊 則 君
議事係長	尾 崎 潔 君	主任	櫻 井 直 子 君
主任	高 石 健 太 君		

出席説明員（6名）

副市長	小 島 昇 公 君	都市建設部長	鈴 木 菜 穂 美 君
都市計画課長	神 山 尚 君	土木課長	寺 島 由 紀 夫 君
下水道課長	廣 瀬 裕 君	都市建設部副参事	内 藤 峰 雄 君

会議に付した案件

- (1) 第72号議案 市道路線の認定について
- (2) 第73号議案 市道路線の一部廃止について
- (3) 第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例
- (4) 元第6号陳情 ちよこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情
- (5) 元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情
- (6) 行政視察後の意見交換について

(香川県庁・兵庫県姫路市・静岡県浜松市)

午前 9時30分 開議

○委員長（床鍋義博君） ただいまから令和元年第6回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（床鍋義博君） お諮りいたします。

第72号議案 市道路線の認定について、第73号議案 市道路線の一部廃止について、以上2議案の審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

〔現地視察〕

午前 9時30分 休憩

午前10時16分 開議

○委員長（床鍋義博君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

初めに、第72号議案 市道路線の認定についてを議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより、自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第72号議案 市道路線の認定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決めます。

次に、第73号議案 市道路線の一部廃止についてを議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより、自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第73号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

説明員入れかえのため、ここで暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 次に、第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 今回、東大和市の下水道事業におきまして、地方公営企業法を適用することになり、新設条例が提案をされてございます。これまでも、下水道事業につきましては、議会の各場面で議論をされてきておりまして、先般も、議員全員協議会でも説明があったところでございますけれども、新設条例ということもございますので、委員会の場で、改めて何点か確認をさせていただきます。

まず、現在、また、将来にわたります東大和市における下水道事業の課題というものはどのように捉えておられるのか伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道事業の課題につきましては、下水道施設の老朽化や汚水排出量の変化、また、行政サービスの多様化による厳しい財政状況などが課題であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） そうした課題解決のために、地方公営企業法を適用するということになるというふうに考えておりますけれども、どのような形で適用していくのか確認をさせていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 地方公営企業法の適用についてでございますけれども、こちらのほうは本市の場合は、財務適用というふうにしております。

その理由といたしましては、主に2点ございます。

1つ目は、法適用の主たる目的である経営成績や財務状況の把握、これらを踏まえた計画的な経営は、財務運営規定のみの適用で目的を果たすことが可能であること、また、2点目といたしまして、平成31年度までの限られた期間で公営企業会計へ移行するため、可能な限り、現行の組織体制や事務分担を変更することなく、事務等の煩雑化を防ぐことによりまして、効率的に法適用ができることから、財務適用といたしております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） その法の適用によりまして、この東大和市の下水道事業のどのような点が変わっていくのか確認をさせていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 法適用による変更点は主に4点ほどございます。

まず、官庁会計から企業会計に変わります。こちらのほうは、経理の方法がこれまでの官庁会計、現金主義、単式簿記から、公営企業会計、発生主義、複式簿記に変わるものでございます。

次に、予算、決算における提出書類が変わってまいります。こちらのほうは、予算書等の提出書類や記載方法の変更はございますが、予算の議決、また、決算の認定の手続については変更がないものと認識しております。

3点目といたしまして、出納整理期間がなくなるものでございます。事業年度終了の3月31日に出納閉鎖し、4月、5月の出納整理期間がなくなるものでございます。

最後に、4点目といたしまして、工事請負の契約等について、議会の議決が不要となります。こちらのほうは、現在、1億5,000万円以上の額の工事請負契約等につきまして、議会の議決を要しておりますが、法適用後は議決が不要となるというものでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 会計方式が変わるということと、また、出納整理期間がなくなるということでございますけれども、そのメリットはどのようなものでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 会計方式が変わるメリットといたしましては、官庁会計では把握が難しかった固定資産の情報を整備することなどによりまして、財務諸表を作成し、事業年度における損益情報などから、経営情報を把握することができるというふうに認識しております。

また、出納整理期間がなくなることで、決算が早期化することによりまして、経営判断に必要な情報を早期に把握できるということがメリットだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 工事請負の契約等につきまして、議会の議決が不要になるというようなお話がございましたが、議会に対して必要な情報は、今後も過不足なく提供されるのかどうか、議会のチェック機能が及ばないということも心配されるところでございますけれども、その点に関します配慮はどのようになされるのか伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 議会としてのチェックにつきましては、工事請負費が1億5,000万円以上の契約

につきまして、議会の議決を要しなくなるものでございますけれども、予算書の記載事項でございます業務の予定量に主な建設改良事業を記載することとなっております。このことから、予算の段階で議決事項となりまして、議会のチェック機能は働くというふうに考えているところでございます。

また、これまでどおり、予算参考資料に工事の概要を掲載するなど、審議に必要な情報をお示ししてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君）　そこで、この条例が制定をされまして、地方公営企業法が適用されることで、将来の東和市におけます下水道事業をどのように進めていこうと考えておられるのでしょうか。お考えを伺います。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　下水道事業につきまして、財務諸表から指標を示し、見える化することで、他市との比較などによりまして、経営状況を把握し、経営判断をすることで、今後も、安定的で持続可能な経営、また、健全な事業運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君）　もう何か。

将来の下水道施設の更新ですとか、また、下水道事業の維持に関連いたしまして、市民が負担をする下水道料金も必然的に変わってくるものと考えてございます。今回、事業に係ります会計制度の改革によりまして、負担に関する理由がより市民に明確なもの、いわば、見える化されると考えてよいのかどうか、また、それが市民に対する説明責任がより明確になされるものと考えていいのか、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　地方公営企業法の適用によりまして、財務諸表を作成することで、財務状況や経営成績等が数値として明らかとなることとなります。下水道使用料における対象原価や経営状況の分析などができるように見える化し、市民の皆様にもわかりやすく情報提供ができるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君）　もう1つ。

昨今、水道事業の民営化に関しまして、各地の自治体におけます議論がなされている現状がでございます。今回の公営企業法の適用が、将来、下水道事業の広域化、また、民営化につながるのではないかと懸念も聞くようですけれども、この点に関します市の見解を伺います。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　地方公営企業法の適用は、民営化につなげることを目的として行うものではないというふうに考えているところでございます。公営企業会計とすることで、財務書類を作成し、財務状況や経営成績等を把握し、今後の経営判断の材料として活用するとともに、それらをわかりやすく市民の皆様にご伝えしていくことができるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君）　議員全員協議会の資料で、背景ということで書かれています。平成26年の骨太方針2014と27年の総務大臣通知によって、下水道事業等に公営企業会計を適用するよう求められているというふうになっていますが、この骨太の方針や総務大臣通知では、その理由をどのように言っているのか伺います。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　地方公営企業法の適用の理由につきまして、平成27年1月27日付の総務大臣通知では、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいく必要があり、公営企業会計を

適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、みずからの資産等を正確に把握することが必要であるとなっております。

また、同通知の中で、経済財政運営と改革の基本方針2014において、現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して、同会計の適用を推進するというふうなことが記載されております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 骨太の方針では、この公営企業会計の適用について、2つ理由を言っているのではないかと思います。

1つは、できるだけ税財源に頼らずにというふうに言われています。多くのインフラや公共施設が1960年代から1970年代に建設され、先ほど、答弁でもありましたけれども、老朽化が大きな問題に、これは下水道だけではなくて、なっているわけです。

内閣府は、2054年までに維持、補修、更新のための費用は道路などの土木インフラで399兆円、学校文教施設や公営住宅などの公共建築物で249兆円、合わせて547兆円に上るという試算を発表しています。こういう点で言うと、この公共事業のあり方を、これまでの大型開発、新規事業優先から、防災減災対策、老朽化対策を基本に、転換させるということが求められている。

ところが、毎年、高速道路建設に2兆5,000億円、新幹線や巨大港湾建設などに5,000億円、ダム建設に2,000億円など、大型開発事業につき込み続けるという状況、リニア新幹線にも財投資金3兆円を貸し付けるという状況です。

こうしたこれまでどおりの浪費を続け、維持更新にはできるだけお金を回さない。そのために、地方自治体と住民に支払いを回そうというのが、この、できるだけ税財源によらずにという言葉に示されている。そのために、公営企業会計を適用し、独立採算でやりなさい。費用は下水道使用料の値上げで賄いなさいということになる。この文脈でいくと、市民に下水道料金の値上げを押しつける材料として、この公営企業会計の適用を指示している、国は——ということではないかと思いますが、この点について見解を伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 公営企業法の適用の目的につきましては、財務書類を作成し、財務状況、経営成績等を把握することでございます。令和2年4月1日から法適用しますが、法適用することによりまして、令和2年度の下水道使用料が変わるものではございません。下水道使用料につきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づき、3年ごとの見直しのための検討を行ってまいります。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 骨太の方針では、もう1つ理由を言っていて、まず1つ、今、そういうことではないという答弁ですけれども、骨太の方針で、できるだけ税財源によらずにということが実際に載っているのです。その点については、まず1点確認していただきたい。これ答弁を求めます。

それから、もう1つは、骨太方針では、できるだけ税財源によらずに効果的、効率的なインフラ整備、運営を可能とするためにということで、民間活力の導入、コンセッション方式の導入を推進するというふうな書いてあります。コンセッション方式を上下水道等に積極的に導入する。固定資産台帳を含む地方公会計や、公営企業会計の整備推進等を通じて、民間企業によるPPP、PFI事業への参入を促進するというふうにされています。世界的には、コンセッション方式による水道の民営化が料金値上げや赤い水が出たとか、そういう悪質の管理など重大問題を引き起こして、次々、直営に戻されているというときに、日本では上下水道等にコンセッション方式を導入しようとしている。そのとき、民間企業がすぐとってかわれるように、企業会計を導入

しろということがこの骨太方針には露骨に書いてあるわけです。

下水道の民営化のための企業会計ということになります。上下水道の将来的な安全・安心を壊すことになりかねないのではないかと、この文脈で言えば、というふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 地方公営企業法の適用によりまして公営企業会計とすることで、財務書類を作成し、財務状況や経営成績等を把握し、今後の経営判断の材料として活用することができるようになると認識しております。そのため、民営化などのために地方公営企業法を適用するという認識ではございません。また、このことをもって、下水道の安全・安心を壊すという認識は持ってございません。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私が今言ったことは、市の認識は、市はそういう認識はないということですが、骨太の方針に、今、できるだけ税財源によらずにという言葉があると。それから、私が今引用した、コンセッション方式を上下水道等に積極的に導入する、そのために、公営企業会計を導入するということが書かれている。地方公共団体におけるPPP、PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP、PFI事業への参入を促進すると明確に書いてあるわけです。このPPP、PFIは具体的にはコンセッション方式ということが言われている。

これが書かれているということについて、まず確認していただきたいと思うんですが、市がどう考えているかじゃなくて、国のこの骨太の方針に、そういう趣旨のことが書かれているということについて、確認を求めたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 骨太の方針の中で、税財源によらずということや、コンセッション方式などの民間活力の導入ということが書かれているということは認識してございますけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、市としては、そのような形での導入等については認識していないということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 市の全員協議会の資料でも、背景として、この骨太の方針と総務大臣通知が上げられて、そこを出発点に、この公営企業会計の適用が進められているということは説明されているわけで、市がそれを認識しているか、していないかは脇に置いておいても、やはり、そういう流れの中での公営企業会計導入だということだと思います。

それで、もう1つ、これも、公営企業会計を導入しても変わらないんだという説明の中で、雨水公費、汚水私費の原則に変わりはないという説明がありました。前回、3割値上げの際の市民説明会で質問が出されたわけです。市の下水道会計がほかよりも悪いと、その理由は何なのかということに対して、下水道の整備の時期がほかよりおくれたために、経営内容が悪くなっているんだと。

おくれた理由は、市の責任なのかというと、下流から整備するので、順番として、東大和市の整備がおくれたんだということで、市民の方から、そうすると、下水道整備がおくれたのは、市のせいでも、市民のせいでもないのに、それが理由で経営状態が悪い、3割値上げというのは理屈が立たないのではないかと質問がされて、市として、その場でまともに答えられなかったということがありました。

やはり、汚水私費という考え方では、こうしたことに説明ができない。雨水、汚水にかかわらず、全住民が受けるサービスですから、税で賄うことを基本にしてこそ、住民にも説明ができるということになると思うんですが、この点いかがでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道事業につきましては、汚水は日常生活などに伴うものでございまして、そ

の排出量に応じた使用料収入で賄う汚水私費の考え方を原則として、下水道使用料を使用者の皆様に御負担していただいているものでございます。下水道施設の更新事業や水需要の変化などに注視するとともに、適切な維持管理を行う必要があると考えており、下水道使用料につきましても、適正な水準とする必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 人によって、多少使用する量が変わるという点で、使用料方式をとるというのは理解できますけれども、しかし、それを、その使用料で全てを賄うんだという考えにしてしまうということは、全住民が受けるサービスに使用料、全住民が受けるサービスなのに、税ではなく使用料で賄うということですから、やはり、これは市民が納得できないのは当然ではないかというふうに考えます。

それで、もう1つ、先ほどの質疑で、工事請負契約等について、議会の議決が不要となると。議会の関与が弱まるということになると思いますが、コンセッション方式ということまで展望すると、やはり、こうした議会の議決が不要になるというようなこと、市民の監視が弱まるということは、やはり大きな問題ではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 先ほども、佐竹委員の御質疑にもお答えさせていただきましたが、議会のチェックとしては、予算書のほうにも、その内容、業務の予定量に主な建設改良事業を記載するということがございます。また、これまでどおり、参考資料等にも工事の概要等をお示しするなどしてまいりたいと考えているところでございますので、チェック機能は働くものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 現状で大きな影響はないということですが、国の流れがコンセッション方式の導入を念頭に置いているということを考えれば、議会の関与が弱まるということはやはり重大な問題ではないかというふうに思うわけです。

それで、先ほど、このことで値上げに直結することではないというお話がありましたけれども、3割、前回、値上げをした後、都市計画税が余ってしまって、積み立てるという事態が続いています。これは、これまでなかった初めてのことでという答弁をいただいています。値上げ後、各年、幾ら都市計画税余っているのか伺います。

○副市長（小島昇公君） 申しわけございません、各年度、金額が幾らというのはちょっと手元に資料がございません。使用の目的でございますけれども、29年度と30年度の決算において、使途の余剰金が生じております。こちらにつきましては、基金に積んだ上で、今後の都市計画事業、都市計画道路の17号線とか、下水道の更新等に充てるということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私の記憶では、29年度が1億9,000万円近く、30年度が8,000万円か9,000万円余ったんじゃないかと思えますね。結局、こういう流れは、なるべく、できるだけ税財源によらずにということも、先取的に東大和でもあらわれているということになるのではないかというふうに思うわけです。

それから、次の3年ごとの見直しでは、単純計算でも、2億6,000万円の値上げが必要になるということになると思います。260億円、100年間ということになると。

結局、国が税での負担、具体的には、自治体への事業費補助を出し渋るということで、全部、市民の利用料負担で賄うということになる。こうした国の意図のもとに、そういった一体の流れとして企業会計導入がある。

そして、その流れの中で、東大和市でも大幅値上げに結びついていくということに結局なるのではないかと、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今、2億6,000万円のお話でしたが、ストックマネジメント事業の関連かと思えますけれども、ストックマネジメント事業につきましては、公共下水道ストックマネジメント基本計画におきまして、改築事業を100年の平均で2億6,000万円というふうに行っているところでございます。

改築事業は、補助事業となる場合につきましては、国費が50%補助となるものでございますけれども、平成31年度にテレビカメラ調査を実施してございます。これに基づきまして、修繕改築計画を策定する予定を考えてございますけれども、補助事業になるか、また、ならないかや、事業量、また、費用なども変わってくるものというふうに行っているところでございます。

下水道使用料につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、第5次行政改革大綱に基づきまして、3年ごとの見直しのための検討を行うというふうに行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより、自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例について、反対の立場で討論を行います。

先ほど、質疑の中で述べたように、この下水道事業に公営企業会計を導入するという目的は、できるだけ税財源を使わない、これまでどおり、大型開発、新規事業に国の税金をつぎ込んで、必要とされているこうした維持更新や防災・減災のほうにお金を出し渋るという状況の中で出てきているということ、さらに、それを進めるために、上下水道のコンセッション方式の導入を含めたことがその先に予定をされている、想定されているということ、こういうことを考えれば、市民の皆さんに、下水道使用料の大幅値上げを押しつけることになる。それから、もう1つは、将来にわたって、上下水道の安全・安心が損なわれる危険があるということから反対するものです。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第59号議案 東大和市下水道事業の設置等に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（床鍋義博君） 起立多数。

よって、本案を可決と決めます。

ここで、説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 次に、元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情

[朗 読]

○委員長（床鍋義博君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） まず、この陳情書の陳情理由に、私の名前とともに、一般質問で取り上げた内容について、記述が幾つかございます。しかしながら、このたびの陳情提出に際しまして、提出者から、この内容で陳情を出すとの御連絡ですとか御相談は一切ございませんでしたし、当然、私からもこの陳情を出してほしいというような相談も行ってございません。私及び私の会派は、この陳情を出していただきたいと望んだように誤解される方も、もしくはおられるかもしれませんので、まず、質疑の前に念のため、申し上げておきたいと思えます。

その上で、私は、前定例会におきまして、会派と相談の上、一般質問で、今回の陳情に当たるような提案を行った背景には、高齢者の交通手段の充実という点と、ちょこバスの利用者をふやすことができるなら、それがこの事業の赤字の縮小につながっていくのではないかというふうに考えてのこととございました。このちょこバス事業の存続のためには、多くの市民に利用してもらって、事業収入をより多くする必要がございまして、そのための一方策としての提案であったわけでございます。

そこで以下、何点が伺いますけれども、まず、シルバーパスの所有者は市内にどのくらいいらっしゃるのか、また、それは対象者の何%に及ぶのか、把握をされておられるのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパスの発行の所管でございます高齢介護課に確認いたしました数字でお答えいたします。

平成29年10月から平成30年9月まで1年間でございますけれども、発行枚数は6,844枚で、同時点の市内の70歳以上の人口に占める割合は41.7%でございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） そのちょこバス利用者の中で、シルバーパスの対象世代の把握は可能なかどうか、こ

の点について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 結論から申し上げますと、ちょこバスにつきましては、シルバーパスの対象となる70歳以上の方の人数、割合とも把握しておりません。過去に職員がバスに乗車し、OD調査を実施した際に、職員の主観、見た目になりますけれども、職員の見た目ですね、それで、年齢区分というのをしておりますけれども、あくまで、職員の主観による判断でございまして、把握はしておりません。参考までになんですけど、西武バスさんにも確認したところ、西武の路線バスのほうにおいても、シルバーパスの利用率というのは不明だということでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） そこで、利用料金が180円から100円になったときに、そういったシルバーパスの利用者の乗車率がどれぐらい上がると予測できるのでしょうか。把握が無理だというようなお話を伺った上で、こんなお話を聞くんですけども、それが予測できるのかどうか、この点について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 運賃の増減と乗車率の増減の関係につきましては、他市の事例を参考とすることができます。他市で、運賃を100円から180円に引き上げた際に、乗客数が約20%減少した事例がございます。この事例を逆算しますと、運賃を180円から100円に引き下げますと、乗客数は約20%増加すると推計できます。ただし、注意する点が2点ほどございまして、1点目でございますが、他市の事例の場合は、全ての年齢層を対象としていることです。今回の陳情は、70歳以上の方が対象となりますので、70歳未満の方については、乗客数の増減がないということになります。

2点目は、他市で、運賃を100円から180円に引き上げた際は、単に運賃を引き上げただけなのに対し、今回の陳情は、単に引き下げるだけでなく、シルバーパスの所有を条件としています。つまり、70歳以上の方でシルバーパスを持っていない方は、そのままでは増加の要因とはなりません。このため、他市の事例の20%をそのまま裏返しして、増加率として用いることはできないのではないかとというふうに考えております。

シルバーパスを持っていない70歳以上の方が新たにシルバーパスを購入するとしても、その増加率は10%程度ではないかなと仮定しております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 市として、ちょこバスの利用促進に関しまして、どのような目的のもとに、どのような施策を行っているのか確認をさせていただきます。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスは、民間のバス会社が運行しない交通空白地域の解消を目的としているため、当初から採算の厳しい状況が想定されております。このため、ちょこバスを持続させていくためには、収支の改善の努力が必要であり、そのために利用促進を行っているものでございます。

これまでに、市役所から上北台駅への起終点の変更、それから、乗り継ぎの待ち時間を短縮するためのダイヤ改正などを実施しております。現在は、学校休業期間中の子供運賃を50円としたり、環境市民の集いでちょこバスの車両の展示などを行っております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） ちょこバスの収支を改善し、持続させることを目的に利用促進をしておられるということでございますけれども、このシルバーパス利用者が100円で乗車するということを実施した場合に、この事業の全体の収支はどうなっていくのでしょうか。よくなるのか、悪くなるのか、その収支の推計を伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパスの対象となります70歳以上の方の乗客数がちよこバスの乗客数の何割を占めるのか、また、そのうちの何割が100円に転換するのか、あるいはちよこバスの運賃割引を受けるために、新たに何人の高齢者がシルバーパスを購入するのか、そういった基礎的な数値の予測ができないため、推計は困難でございます。

そこで、運賃の減少パターンと増加パターンを数通り設定しまして、それらを相殺した形で試算をしております。まず、運賃が減少する額でございますが、減少の要因は、現在の乗客数のうちの何割が180円から100円に転換するかにありますので、これを1割の転換、2割の転換、3割の転換、4割の転換の4通りを設定しております。次に、運賃が増加する額でございますが、これは他市で運賃を100円から180円に改定した際に、全乗客数に対して、約20%の乗客が減少した事例がございまして、これを逆算して、増加率を20%とし、今回は、シルバーパスを持っていない方は、代金を支払って、パスを取得する必要があることを考慮いたしまして、増加率を1割と仮定いたします。

仮定の条件が変動すれば、影響額も変動することになります。その上で、シルバーパスの対象となる70歳以上の方に限った割引であるため、70歳以上の方の乗車割合については、1割、2割、3割、4割の4通りを設定しております。

以上に基づきまして、10通りの試算を行っております。例えば、乗客のうち3割が180円から100円に転換すると、減収額は約349万円となりますが、同時に、全乗客のうち70歳以上の割合が4割であったとすると、増加する額は58万円となります。これらを相殺しますと、マイナス291万円となります。このように、10通りの試算を行いました結果、マイナス407万円からマイナス58万円の範囲で、収入はいずれも減少する結果となっております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 再度、念のためなんですけれども、どう試算をしても、今回のような施策をした場合には、現在よりも事業全体の収支の赤字はふえるという認識でよろしいのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 先ほど、他市の事例で、100円から180円に改定した場合、乗客が2割減るということを申し上げました。その裏返しで、180円を100円にしますと、乗客は2割ふえるんじゃないかというような推定はできます。

一方、180円の運賃を100円にした場合、運賃収入が減らないようにするためには、乗客数が1.8倍になる必要があります。180円を100円にした場合、他市の事例ですと、乗客数が1.2倍になるというふうに推計できますけれど、運賃が減らないようにするためには、単純計算ですけど、1.8倍にならないと減らないということになりますので、減るか、減らないかということであれば、減るというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） シルバーパスの点についてなんですけれども、シルバーパスは東京都が予算を措置して行っている事業でございます。東京都として、こういったコミュニティバスの乗車運賃を割安にするためにシルバーパスを利用するということに対しまして、どのような見解を持っているのか、市として確認されているのか、この点について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパス制度は、東京都シルバーパス条例に基づく制度でございますので、今回の陳情を受けまして、都の福祉保健局に確認したところ、次の2点から、ちよこバス運賃の割引をする際の提示書類としてシルバーパスを使うことはできないとの見解が示されております。

1点目でございますけれど、シルバーパス条例の第4条には、「対象者は、パスの発行を受ける際に、パスの利用及びパスの発行に要する費用として規則で定める額を負担するものとする。」と定めており、条例及び規則で定めた負担額と異なる別の料金を徴収することは条例で想定していないこと、2点目ですけれど、シルバーパスは、これを提示すれば、無料で乗車できる制度であると利用者に認識されておりますことから、これと違う運用をすること、つまり、運賃を徴収することは、利用者に混乱を招くことです。陳情趣旨には、シルバーパス提示で100円の普通運賃設定を希望すると記載されていますが、福祉保健局からはこのような見解が示されていることから、陳情内容は実現性の余地はないんじゃないかというふうを考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） ちょっと付随的な話になりますけれども、180円の料金で収支として赤字が続いているちょこバス事業でございますけれども、一方で、今回、市が地域と協力して施行するコミュニティタクシー事業では、料金が200円に設定されております。しかも、ちょこバスが運行している湖畔地域でその運行が行われるわけでございますけれども、市として、公共交通事業を推進していく際に、利用促進と料金設定の考え方をどのようにされているのか、この点について確認させてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 市では、地域の皆様と運行事業者及び市が協働いたしまして、持続可能な地域交通を構築することを目指して、平成28年3月に東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインを策定しました。そのガイドラインに基づいて取り組んでいる内容でございますが、料金につきましては、ガイドラインのサービス水準の目安といたしまして、コミュニティバス——ちょこバスにつきましては、民間路線バスの初乗り運賃とすること、また、コミュニティタクシーは、コミュニティバスの運賃を参考としますが、市の補助額を勘案することというふうに定めております。

また、コミュニティバスは収支率40%を目指すというふうに運行基準の中で定めておりますが、その収支率がおおむね25%を下回る場合は、改善または路線の廃止に向けた検討を行うことを規定しております。さらに、コミュニティタクシーにつきましては、1地域、年間500万円程度を市の補助の上限とすることを定めているものであります。

ちょこバスにつきましては、一定の収支率を確保していく中で、税の投入について、市民の皆様の理解を求めていくものというふうを考えております。

一方、コミュニティタクシーにつきましては、限られた地域の交通でありますことから、市の一定の支援を限度とする考えを明確にしているところでございます。市の公共交通に取り組む考えは、このように地域が必要とする交通に地域とともに取り組むことにより、多様化する行政需要に適切に対応しながら、地域交通を持続可能なものとして維持していくことを目指しているものでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） まず、市内のシルバーパスの保有者の関係で、先ほど6,844枚で、41.7%という答弁ありましたけれども、以前伺ったときには、これ、発行するのは、いろんなところで発行しているので、市として実数はわからないということだったと思うんですね。だから、この6,844枚というのは、市がわかる限りの最低限の数なのか、それとも、全数としてきちんと把握した数なのかを伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の陳情に当たりまして、高齢介護課のほうに照会して得た数字ということでございます。私どものほうで、実際に発行の事務にかかわっておりませんので、高齢介護課のほうに照会した数字ということなんです。

○委員（尾崎利一君） そうすると、今、これでどうこうということじゃないんですけども、要するに、シルバーパスの発行事務で、市でかかるところもあるでしょうけど、営業所へ行って、そこで発行するというケースなんかも、いろいろ、いろんなところで入手するので、実数はわからないというふうに、前、聞いていたので、少なくとも、この枚数だ、これ以上あるということは多分わかるんでしょうけど、それは、後でまた教えてください。

それと、共産党としては、運賃を100円に戻して、シルバーパス適用するというので、1,050万ぐらいでできるということで、やるべきだということで、この間主張しているわけですけども、今回の陳情は、シルバーパスの適用で100円にするという陳情です。一步前進だというふうに考えますので、反対するものではない、賛成するものですけども、市民の方から、一方で、運賃が180円だと、もう一方で、民間のバスだと、シルバーパスが使えるのに、市のちょこバスは使えないというのは、納得できないという声があるんですよ。この声について、どのように考えるのか、それから、もう1つ、武蔵村山市は、シルバーパスを提示すると、料金無料になると。これは、東京都のシルバーパスの事業ではなくて、武蔵村山独自の判断でそういう措置をとっているということなわけですよ。この点も確認します。答弁を求めますけれども、お隣ではそうなっているのに、東大和市はそうじゃないということについても、やはり不満の声があると。これらの声について、どのように市は認識しているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパス制度でございますけれど、東京都の制度でございますして、シルバーパス提示した場合、無料で乗車できるということになってはおります。東京都のほうから、バス協会を通じて、バス会社のほうに補助金、お金のほうが、負担のほうが流れていくというようなシステムでございますして、東京都の条例では、その際にコミュニティバスが除かれているということになっております。

したがって、市のほうで、仮にこれをやるとなると、補助金の負担、支給を受けることなく、自分でやるという形になります。武蔵村山市のほうは、現在、バス協会からの補助はないというふうに聞いております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） それは事実の確認なので、市民の声について、2つ、私言いました。同じ180円で民間ではシルバーパスが適用されるのに、市のちょこバスでは適用されないのは、同じ180円で、納得できないという声と、それから、もう1つは、お隣の武蔵村山市では、シルバーパス提示で無料で乗れるのに、東大和市では乗れないということについて納得できないという声が、現に市民の皆さんからあるわけですよ。そういう声そのものについて、市はどういうふうに考えるのかということをお伺いしたいです。

○都市計画課長（神山 尚君） これはあくまで東京都の条例に基づく制度でございますので、条例の制度に基づいて適用するというのが大原則だというふうに考えております。

したがって、うちのバスは、東京都の条例のほうに乗れないということでありますので、シルバーパス制度に乗りようがないというのが現状でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は、乗れるか乗れないかというのは、それぞれ、実際にコミュニティバスでシルバーパスが適用されている。これは都の制度に乗っている自治体のコミュニティバスも現にあるわけですよ。これ、ちょっと確認します。

それから、東京都としても、初乗り運賃が民間と同じバスの場合は、要するに、バス事業者と自治体との話

し合いでシルバーパス制度が適用されているということも答弁していて、東大和市についても、西武バス等と話し合いをする中で、そういうことを追求していくという道もあるんじゃないかというふうに思いますが、その点、2点を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 他市のコミュニティバスで、シルバーパスの条例に基づいて、バス協会から補助をもらいながらやっているという市も、昔、かなり前、導入した市の中ではございます。

それから、東京都の条例に乗らずに、都から補助金なしでシルバーパスをお見せすれば、無料で乗車しているという市、それについては、実質ただで、補助金なしですから、実質ただで乗せているという市もございません。

多分、前回のこの委員会の場合だったかと思いますが、八王子市さんもそういう中の1つでございました。高齢者がふえてきて、無料、補助金もなし、運賃収入もなしの乗車の方がふえてきて、運営が厳しくなっているということで、その変更を検討しているというようところが実態でございます。公共交通でございまして、運賃をいただいて、持続させていくと。そのための利用促進をやっていくというのが私どもの立場でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 1つ、この陳情そのものは、東京都のシルバーパスの制度を使ってくれという陳情ではなくて、市の施策としてこういう運賃体系をつくってくれということなわけですよ。ですから、そこは市の判断を求めているということだと思えます。その点で、どう判断するのかというのを1点伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 繰り返しになりますけれど、ちょこバスは公共交通でございまして、適正な運賃をいただいて、持続させていくという立場でございまして、したがって、一部の方に限って運賃を割り引くということは考えておりません。

以上です。

○委員（尾崎利一君） この陳情趣旨にも出ていますけれども、一部の方といても、障害者の運賃設定などもあって、そういう適切な配慮した運賃体系はとっている、一律ではないということだと思えます。そういうものの1つとして検討すべきではないかということをおっしゃっているんだと思います。

それで、先ほど、他の委員への答弁で、180円から100円にした場合に、57万円から407万円の収入減になるという答弁がありました。随分開きがあるので、影響という点では、よくわからないところだと思えますけれども、誰が考えても、先ほど答弁があったように、運賃を下げることだけで言えば、収入が減るというのは、これは当然だろうと思えます。後の陳情でも出てきますけれども、運賃を下げることだけではなくて、やはり、市民が必要とする交通をどう構築していくのかという中で、運賃体系も考えていくと。

だから、運賃だけを切り離して減収になるからだめだということでは、これはちょっと説得力を持たないのではないかと思いますけども、その点について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） コミュニティバス、ちょこバスにつきましては、コミュニティバス等運行ガイドラインにおきましても、運行基準というのを設けております。ガイドラインにも記載はされているんですけど、ちょこバスを皆さんに利用していただいて、利用促進をして、残していくんだと、持続させていくんだという基本的な方針がございまして。

陳情資料のほうにもついておりますけど、運行経費がこし1月の全員協議会でも御説明いたしましたとおり、結構上昇の余地があります。そういうところも踏まえますと、私ども、公共交通を残していきたいという

立場からしますと、少しでも多くのお客様に適正な運賃を払っていただき、一人でも多くに乗っていただきたいと、そういう立場でございます。

以上です。

○委員（二宮由子君） 1点だけ確認させていただきたいんですけども、先ほど、御答弁のあったシルバーパスの発行の枚数ですけど、これは東京都のシルバーパスの発行枚数でよろしいんですね。ということは、何を申し上げたいかという、陳情の趣旨でもあるシルバーパス保有者というのは、東京都のシルバーパスを保有している方という考え方だと、先ほど御答弁いただいた、東京都にも確認していただいた東京都シルバーパス条例に基づいたお話をされたと思うんですけども、シルバーパスを提示することによって、無料で乗れるかという判断というか、そういうことだけ東京都は——要するに、180円を100円にすることは、シルバーパスを提示して100円にすることはできないという認識でよいのかどうか確認させてください。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、シルバーパスの先ほどの数字は、東京都から指定を受けたバス協会さんの発行している枚数でございます。それから、東京都福祉保健局さんの見解は、既に、シルバーパスは買っていただくようになっています。購入していただくようになります。その購入の金額は、条例の規則で定まっています、それ以外のものは定まっていないので、お金をいただく根拠はないでしょうという趣旨が1つと、そもそも、最初、買っていただければ、その後、提示だけで無料で乗れる。そこに100円を入れて見せて乗る方が出てくると、ほかの方が混乱するんじゃないかと、そういうことで、先ほどの見解が示されているということでございます。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより、自由討議を行います。

○委員（佐竹康彦君） 私も一般質問でこういった提案をさせていただきました。先ほども申し上げましたけれども、やはり、ちょこバスの利用者の方をふやすということ、また、赤字を少しでも減らすということ、なおかつ、1つの方法論として、シルバーパスの提示でというようなお話をさせていただいたんですけども、今、さまざまお話を伺う中で、そもそも、東京都の事業の中で、そういった使われ方をすることが許可の余地がないというようなお話だったかと思うんですけども、そういったようなことと、どう見積もっても赤字がふえていく、収入が減っていくというようなことが明確になったということでございます。なかなか政策実現の可能性は至って低いというようなお話の内容だったかと思っておりますので、非常に私としては残念だなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 元第6号陳情 ちょこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情に賛成の討論を行います。

日本共産党としては、ちよこバスの運賃を100円に戻すこと、それから、シルバーパスを適用すること、この2つを求め、1,050万円ほどでこれが実現できるということで主張してきたところです。今回の陳情は、シルバーパスの提示で100円の運賃設定にする。現行の180円を100円にするということですから、前進的な内容だというふうに捉えています。それが賛成理由です。

それから、2つ目に、東京都福祉保健局の見解ということが示されましたけれども、これは、市の政策としてやることを否定できる立場には、東京都はないというふうに思います。しかも、今回のこの内容は、シルバーパスの提示によって、100円を新たに徴収するのではなく、本来、180円の運賃の80円を割引くという市の独自の政策です。このことが新たに費用を徴収するということには当たらないというふうに考えます。

あとは、東大和市の政策判断ですし、仮に東京都の先ほどの見解が変わらないとしても、そのことを理由にして、東大和市がこの施策を実施することができないということにはならない。東京都として、東大和市のこの施策を行わないように、何か法的措置をとるとかということができない問題ではないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

元第6号陳情 ちよこバスにシルバーパス提示料金として、普通乗車運賃100円を新設する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（床鍋義博君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで10分間休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時29分 開議

○委員長（床鍋義博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（床鍋義博君） 次に、元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情

〔朗 読〕

○委員長（床鍋義博君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思

いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） ここに書かれてあることは、自由討議ですから、自由に言いますけど、おもしろいんじゃないかと思うんですよね。以前に議会で、ちょっとどなただったかはっきり覚えていませんけれども、この問題、すこやかスマイルバスの問題だったかな、シャトルバスも取り上げたかもしれませんけれども、市内の交通ネットワークを整える観点から、ここら辺も含めて、一体的に考えるというようなことはどうなのかということで、市に一般質問じゃなかったかな、取り上げたことがありましたけれども、その際、都市計画課はこれらのバスについては、大和会シャトルバスやすこやかスマイルバスについては所管ではないということで終わっちゃったんですよね。

それで、市として、都市計画課が基本的にはこうした交通ネットワークを取り上げる部門になると思いますけれども、なかなかそういう縦割りの壁があって、都市計画課でこれが課題になっていかないという状況の中で、建設環境委員会として市内の交通ネットワーク形成という点で所管事務調査で取り上げると、非常におもしろい内容があるんじゃないかと。

特に、大和会シャトルバスについて、ルートなんかも、この資料で出てはいますが、村山団地は2つ停留所があるけれども、東大和市内でいうと、玉川上水駅のところにあるというだけになっていて、これを、しかも、本数もかなり出ているので、こういうものを活用していくと非常におもしろいんじゃないかと。

少なくとも、市内で、武蔵村山で2カ所、停留所を設置しているのであれば、市内で1カ所でも2カ所でも、こうした所管事務調査を通じて停留所をつくってもらおうというようなこともできれば、非常に市民にとってのサービス向上という点でもいいんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、ぜひこれ、所管事務調査として取り上げて、建設環境委員会で扱っていくというのは非常にいいんじゃないかというふうに思います。

いかがでしょうか。

○委員長（床鍋義博君） ほかがございませんか。

○委員（関田正民君） 私は、これは所管事務というより、大和会のシャトルバスは、たしか利用できればという話がありますけど、これは村山団地で、停留所2つ、これは行政で動いたかどうか確認をしました。武蔵村山市役所に。そうしたら、行政で動いたことはない。住民がたまたま村山病院に行くのに、こっち回ってもらえば、通る道だから、ルートだから、回ってもらえばということで、武蔵村山の病院のシャトルバスも、じゃ、うちの病院に来てくれるならということで、協力しようということになったそうです。

だから、別にこれ、駅へどうこうというより、また、当然、これは白ナンバーですから、運賃はとれないんですよ。結局、シャトルだから使う、自分のためのお客の送迎ですから、これは運賃と違うので、その点は一般の人間が駅まで行くとか、そういうことで、ちょっと近くまで行きたいからといって、お金を払って乗ることは無理です。ということです、法律的に。

それから、イコールこのMMシャトルは別にしても、すこやかスマイル、あれもたしか走ってますけど、幾らかとっていますよね、500円ぐらいとっているのかな。でも、それは、自分のところに来る人たちが使うためですから、ということだそうで、やっぱり青ナンバーでなく白ナンバーですので、営業はできないということだそうです。

シャトルバスは、当然、芋窪から上北台、これは行っているわけですから、これは利用する価値はあると思いますよ。ただ、また、コミュニティタクシーを始めるわけですよね。となると、やっぱり所管事務つくっても、ちょっと難しいのかな。また、逆に言えば、コミュニティタクシーの様子を見てからやるのもいいのかなど。いろいろな面でやるとしても、これから新しいものをやろうというときに、現にだめだということがわかっていることを所管事務調査にしても、私はかえって、こんがらがっちゃうのかなと、そういうふうに個人的には思っています。

○委員（尾崎利一君） 皆さんの御意見も伺いたいところですけども、例えば、現状のままで大和会シャトルバスなどについては、東大和市内の停留所が有効なところに1つできるというだけでも大きな前進になるというふうに思いますし、先ほど、武蔵村山市が動いたのではなくて、住民が動いて停留所ができたというお話でしたけれども、それこそ、そういう意味で言うと、住民の要求があったけれども、住民の要求が先へ行って、行政がおくれたということになるわけですから、やはり、先取的にそういうことをやっていければ、非常にいいのかなというふうに思いますので、こういうやり方は無理、こういうやり方だったらできるというようなことは、それこそ、所管事務調査の中身になってきますので、1つでも前進できれば、非常におもしろい内容になるのではないかと、市民に役立つ内容になるのではないかとというふうに思いますので、これはぜひやる価値があるのではないかとというふうに思うわけです。ぜひ、皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（床鍋義博君） ほか、よろしいですか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

元第7号陳情 市内交通体系構築・交通ネットワーク形成のために所管事務調査をお願いする陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（床鍋義博君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（床鍋義博君） 次に、行政視察後の意見交換について、本件を議題に供します。

本件につきましては、11月6日から8日にかけて、香川県庁の瀬戸内国際芸術祭「ゼロから事業を起こし、成功に至るまでの経緯について」、兵庫県姫路市のコミュニティサイクルの活用について、静岡県浜松市の観光による地域経済の活性化（DMOの形成など）についてを視察いたしました。

今回、視察いたしました内容につきましては、本委員会の所管事務調査である観光行政に関することが大部

分となっております。本日は、委員の皆様から視察内容について、御意見、御感想等をいただきたいと思いますが、その中で、所管事務調査にかかわる御意見等につきましては、調査の中の視察としての御意見として捉え、所管事務調査の報告書に反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から視察内容について、順に御意見、御感想等を御発言いただきたいと思っております。

○委員（佐竹康彦君） まず、香川県庁の瀬戸内国際芸術祭について、さまざまなお話を聞かせていただきました。印象的だったのは、観光施策というのは総力戦だというようなお話があったかというふうに思います。観光を所管するところだけが一生懸命やるのではないんだと。全庁を挙げて、総力戦でやるんだと、民間も含めて、総力戦でやるんだというようなお話が大変印象的でした。東大和市の観光ということについて、今回、所管事務調査を立てているわけでございますけれども、この東大和市の観光ということを考える際にも、産業振興課だけが頑張るのではなくて、これは市長を筆頭に全庁的に取り組んでいただく必要があるなというようなことを感じた次第でございます。

また、この国際芸術祭については、長年にわたりまして、民間の財団がしっかりかかわりながら、サポートをしてきた、その下地があったればこそ、あったということでございますので、これから、東大和市、今、広域連携で観光振興を進めようとしているところでございますけれども、やはり、行政が主導してやっているという部分があって、それはそれで、大変頼もしく進めていただきたいと思っているんですけども、やはり、民間の力を巻き込んでいくことが、より大きな広がりを持たせるのだなというような点につきまして、特に印象に残った点でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今回、建設環境委員会の中で3つの事業を視察させていただきました。香川県庁、高松市での瀬戸内国際芸術祭、また、姫路市でのコミュニティサイクルの活用について、浜松市での観光による地域経済の活性化（DMOの形成など）についてということで、この3つを改めて視察し、現地でのお話等を伺った中で、私を感じましたことは、1つには、この3つの自治体とも、既に変な有名、有効な観光資源が存在しているということ、それから、もう1つには、やはり、今回の3つの自治体の中で、民間との協力が不可欠、観光振興の意味では、民間事業が一定の投資または協力をしてもらうことが不可欠だということが改めて実感しました。

当然、ただ、それは民間が投資をして、その民間だけが潤うのであれば、これは行政がやることにはならないわけで、そのことによって、地域経済の活性化とか、また、地域の事業者にも景気循環、観光振興されることによる経済効果や、また、まちの魅力の創出、これに当然つながっていかねばいけないわけで、そういう意味での、この地域との協力、これも3つの自治体がそれぞれ模索しながら事業展開をされているということがよくわかりました。

こういう視点で東大和市の状況を見ますと、既に東大和市では、これまでも、先日の産業まつり、それから、現市長のもとで実行されております、うまかんべえ〜祭、また、ちょうど来週から始まる狭山丘陵を活用した観光連携推進事業、この3つが今大きく進んでいるわけでございますので、やはり東大和市の今のこの観光事業の状況を、やはり建設環境委員会でも確認、調査をする中で、この視察した3つの自治体の事例と重ね合わせて、東大和市の観光振興がどういうふうに進んでいけるのか、また、その可能性があるのかということ建設環境委員会の中で調査を深めていくべきではないかなというふうに思います。

建設環境委員会の所管事務調査の進め方の中で、既に委員会の中で、各委員から御意見が出されていたかと

思いますので、そのあたりをぜひ、正副委員長のほうでまとめていただいて、一定程度、当然、議会の場合は、4年任期の中で、2年ごとに議会人事が行われるということを考えますと、一定程度、できれば、スケジュールリングを立てていただいて、この期間にこういう形で議論を進めていく、調査を進めていくという形で提示をしていただいた中で、一定程度の目標を持って、東大和市の観光振興のあり方について、方向性が見出せばよろしいのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○委員（木下富雄君） 今回の行政視察、行かせていただきました。3カ所行かせていただいたわけですが、それぞれ、御当地の観光資源というものがビッグネーム、全国でも有名なものであるというところですが、また、その資源を生かすに当たっては、あぐらをかくのではなく、関係部署が本当にいろいろ努力する、また、地元で即した意見を酌み上げる、そして、地元企業とのタッグを組んでPRしていく等、絶え間ない努力といえますか、要は、自分のところだけでなく、日本全国の中から自分のところをいかにアピールしていくかというところを、大きな観光資源を持っている地域でも、すごい真剣に取り組んでいるというところが、痛切に説明をしていただいている皆様から酌み取ることができました。

当市におきましても、観光資源、微弱ではありますが、そこをメインにどう売り込んでいくかということを経験した場合、やっぱり、地元の連携、民間企業を活用する、そして、全庁舎の横並びの手を取り合った協力が必要であるということを改めて痛感したところです。

それに当たりまして、一歩でも前進するためには、しっかりタイムテーブル等を整えて、常に一歩前に行けるような協議を繰り返していき、少しでも東大和の自然を多くの皆様に見えていただける環境を早く整えていきたいということを痛切に感じました。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） いろいろ、るる委員の方がおっしゃっていましたが、先ほど、佐竹委員がおっしゃっていた市、全庁挙げてというふうにおっしゃっていましたが、それもそうなんですが、近隣市との連携というんですか、観光という大きな事業をやはりするには、近隣市との連携も必要なのではないかというふうに思っています。

特に、12月15日曜日に、都立狭山公園と村山かたくりの湯の周辺を、その辺を中心にして、自転車をテーマとした狭山丘陵を楽しむイベントですか、SAYAMA HILLS RIDEというんでしょうか、それが行われるんですけども、これも6市町が連携した事業になっています。

この中でも、レンタサイクルがありまして、今回、姫路市の姫ちゃりですか、その課題なども含めて、レンタサイクルに関して、当市だけではなかなか難しいので、各市連携した形で、事業としてレンタサイクル事業も進められたらいいかなというふうには考えました。

以上です。

○委員（関田正民君） 香川の芸術、やっぱりあれは場所が違うよね。県庁と手を組んでやっている。でも、よく考えてみたら、東大和でも、鳥山のところで昔やったんですよ、青年会議所が主体になって。あれはたまたま大きくなったのかなと。大和でも、3回かそこいら続いたと思うんですよ。考えてみたら、東大和のほうがかつと、そんな感じがしながら、見学させていただきました。

それから、姫路市の、今、二宮さんが言うように、コミュニティサイクル、15日にやる、これまた、画期的なことだと思うんですね。埼玉県まで入って、東大和も、これからは余計に自分たちが、市民が、これはちょ

うどいい機会だから、もっと盛り上げていけば、だんだんこういう他市に負けないような、東大和も観光事業になるのかなと、そんなことを感じました。

○委員（佐竹康彦君） 済みません、まとめて言うと思っていなかったものですから。残り2つだけ。

まず、姫路市の姫ちやりなんですけれども、これは今、二宮委員がおっしゃっていたことで、賛成でございまして、やはり、東大和市だけでレンタサイクルをやろうとすると、やっぱり、地域的にも、予算的にも、人口的にも難しい部分があるので、やはり、広域的な形で他自治体と連携をしながら進めていく必要があるのではないかというふうに私も感じたところでございます。

もう1つ、やはり、観光施策を進めていくという面では、浜松市の取り組みで、DMOの取り組みでございませぬ。これは、ミッションが明確になった、きちんとした組織を立ち上げるということ、そしてまた、その組織を動かしていくための人を、外部からでも、しっかり、プロデュースできる人を呼んできて、自由に動いてもらうということ、この組織と人ということをきちんと整えるということが非常に重要なんだということで、改めて感じさせていただきました。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） たしか、香川県で説明していただいた方が、かなり金かけてやると。そのときに、地域経済にどう貢献しているのかということをはっきりしながら、予算もとってきているんだという話をされていたと思うんです。私は、そこがすごく大事で、前、都の議員研修会するときにも、そういう観光で、いろいろやっているところがあるけれども、それが本当にその地域にお金が落ちている、そういう意味で成功しているところは極めて少ないという話がされていたんですね。だから、観光ということを考えても、やはり、地域経済にどうそれを循環させていくのかということがすごく大事だと思います。というのが1つの感想です。

それとあわせて、やはり観光だけぐっと入っていくのではなくて、やはり地域経済、域内での循環経済ということも含めて、市民のお金が市内に落ちていくというような仕組みをどうつくっていくのかということが大きな柱にあって、そこへ観光を乗せていくというふうにならないといかないのかなと。だから、そこら辺、総合的な、やはり、目で見ることがあるんじゃないかなというふうに感じました。

以上です。

○委員長（床鍋義博君） ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（床鍋義博君） 以上で行政視察後の意見交換についてを終了いたします。

○委員長（床鍋義博君） これをもって、令和元年第6回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時52分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 床 鍋 義 博